

議案第 4 3 号

羽生市都市公園条例の一部を改正する条例

羽生市都市公園条例（昭和 4 7 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料）</p> <p>第 1 6 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 9 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第 2 3 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３） <u>利用料金</u>の徴収等に関する業務</p> <p>（４） （略）</p> <p>2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合に<u>あっては、第 1 2</u></p>	<p>（使用料）</p> <p>第 1 6 条 法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは第 9 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者<u>又は有料の公園施設を使用しようとする者は、別表第 2 に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 有料の公園施設を使用する者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における使用料の額は、別表第 2 に掲げる額の 5 倍の額とする。</u></p> <p>（指定管理者が行う業務の範囲）</p> <p>第 2 3 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３） <u>使用料</u>の徴収等に関する業務</p> <p>（４） （略）</p> <p>2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第 1 2 条</p>

条及び第13条第2項の規定を準用する。この場合において、第12条及び第13条第2項各号列記以外の部分中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第24条 (略)

(利用料金)

第25条 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に有料の公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 有料の公園施設を使用する者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合における利用料金の額は、前項の規定により定めた額の5倍の額とする。

4 第1項に規定する場合にあっては、第19条から第20条の2の規定を準用する。この場合において、第19条及び第20条の2（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第20条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第26条 (略)

(罰則)

第27条 (略)

第28条 (略)

及び第13条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

(罰則)

第26条 (略)

第27条 (略)

第 2 9 条 (略)

(公園管理者の権限の代行)

第 3 0 条 (略)

別表第 2 (第 1 6 条、第 2 5 条関係)

表 (略)

第 2 8 条 (略)

(公園管理者の権限の代行)

第 2 9 条 (略)

別表第 2 (第 1 6 条関係)

表 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 2 1 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明